

湖西市規則第 25 号

湖西市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 4 月 27 日

湖西市長

田内 隆之

## 湖西市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する 規則

湖西市国民健康保険税条例施行規則（平成 12 年湖西市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（その 1）及び様式第 1 号（その 2）を次のように改める。

様式第1号(その1)(第3条関係)

年度 国民健康保険税 納税通知書

通知書番号	
記号番号	

この通知書は5年間大切に保管してください。

(納付者保管)

年 月 日

静岡県湖西市長



年度 国民健康保険税 納付額及び納期限

通知書番号	
記号番号	

保険税納付方法等

保険税徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	特別徴収 (円)	普通徴収の場合の納期限	普通徴収	
			納期	納付額(円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計		計		
合計額				円

年度国民健康保険税 賦課決定明細

基礎課税分		
内 訳		金 額 (円)
所得割	基準総所得金額	
	所得割額	
均等割	人員	
	均等割額	
平等割	1世帯当たり	
種算合計		
軽減措置	均等割額	
	平等割額	
限度超過額		
月割減額		
減免額		
繰越		
現在人員		
過年度賦課済額		
減額合計		
基礎課税分		
納 付 額		

後期高齢者支援金等課税分		
内 訳		金 額 (円)
所得割	基準総所得金額	
	所得割額	
均等割	人員	
	均等割額	
平等割	1世帯当たり	
種算合計		
軽減措置	均等割額	
	平等割額	
限度超過額		
月割減額		
減免額		
繰越		
現在人員		
過年度賦課済額		
減額合計		
後期高齢者支援金等課税分		
納 付 額		

介護納付金課税分		
内 訳		金 額 (円)
所得割	基準総所得金額	
	所得割額	
均等割	人員	
	均等割額	
平等割	1世帯当たり	
種算合計		
軽減措置	均等割額	
	平等割額	
限度超過額		
月割減額		
減免額		
繰越		
現在人員		
過年度賦課済額		
減額合計		
介護納付金課税分		
納 付 額		

子ども・子育て支援金課税分		
内 訳		金 額 (円)
所得割	基準総所得金額	
	所得割額	
均等割	人員	
	均等割額	
平等割	1世帯当たり	
種算合計		
軽減措置	均等割額	
	平等割額	
限度超過額		
月割減額		
減免額		
繰越		
現在人員		
過年度賦課済額		
減額合計		
子ども・子育て支援金課税分		
納 付 額		

基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	子ども・子育て支援金課税分	納付額合計
納 付 額	納 付 額	納 付 額	納 付 額	

年度国民健康保険税 個人別課税対象月明細

調定年度		通知書番号		記号番号	
------	--	-------	--	------	--

被保険者氏名	4/1	月別資格											(参考) 個人分賦課額			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3		

○印：基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、子ども・子育て支援金課税分  
 ◎印：基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分、子ども・子育て支援金課税分  
 擬印：擬制世帯主（国民健康保険の資格のない世帯主で、世帯員に国民健康保険加入者がある場合納税義務者となる方）  
 ※（参考）個人分賦課額については個人別に算出した額ですが、軽減等が反映していない概算額のため、個人分賦課額の合計は実際の納付額と一致しません。  
 この通知書に関するお問い合わせ先 湖西市役所

賦 課 の 根 拠 そ の 他

1. 地方税法第703条の4及び湖西市国民健康保険税条例(以下「税条例」という。)第1条の規定によって、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、表記のとおり国民健康保険税(基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分、子ども・子育て支援金課税分)が課せられます。  
 なお、国民健康保険の被保険者の資格のない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がいる場合には、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして(以下「擬制世帯主」という。)国民健康保険税が課せられます。擬制世帯主の所得等は国民健康保険税の課税の計算に含まれません。

基礎課税限度額(            円)、後期高齢者支援金等課税限度額(            円)、介護納付金課税限度額(            円)、子ども・子育て支援金課税限度額(            円)の合算された額が、国民健康保険税の課税限度額となります。

2. 税率

《基礎課税》	所得割	被保険者均等割…被保険者1人について	円
	100	世帯別平等割 …1世帯について	円
《後期高齢者支援金等課税》	所得割	被保険者均等割…被保険者1人について	円
	100	世帯別平等割 …1世帯について	円
《介護納付金課税》	所得割	被保険者均等割…被保険者1人について	円
	100		
《子ども・子育て支援金課税》	所得割	被保険者均等割…被保険者1人について	円
	100		

3. 世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者について算定された総所得金額及び山林所得金額並びに長期・短期譲渡所得金額(分離課税分)の合計額が、次表の左欄の世帯区分の金額である世帯の世帯主に課せられる国民健康保険税の額は、税条例第30条第1項第1号、第2号及び第3号の規定によって次表の右欄の軽減措置が適用されます。また、被保険者に未就学児がいる場合に、税条例第30条第2項の規定により、当該被保険者均等割額の2分の1を減額する軽減措置が適用されます。

世帯区分		減額される割合
第1号	円+ (給与所得者等(※注1)の数-1) ×10万円を超えない世帯	被保険者均等割額の7割と、世帯別平等割額の7割
第2号	円+ (給与所得者等(※注1)の数-1) ×10万円+ (円×被保険者及び特定同一世帯所属者(※注2)の数)を超えない世帯	被保険者均等割額の5割と、世帯別平等割額の5割

第 3 号	円+ (給与所得者等 (※注1) の数-1) ×10万円+ (円×被 保険者及び特定同一世帯所属者 (※注2) の数) を超えない世帯	被保険者均等割額の2割と、世帯別平等割額の2割
-------------	------------------------------------------------------------------------	-------------------------

※注1 給与所得者 (給与収入が65万円を超える方) 及び公的年金所得者 (公的年金等収入が、65歳未満で60万円を超える方、65歳以上で125万円を超える方) のこと。(給与所得者等の数-1) が0未満になる場合は0とします。

※注2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失した方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方のことです。

この特定同一世帯所属者と同一世帯で国保単身世帯の場合、基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分の世帯別平等割額は5年間1/2、さらにその後3年間は3/4となります。

4. 納期は9回に分けてありますから、各納期の金額について各納期限までに納めてください。
5. この通知書の記載事項に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。この税額の決定の取消しを求める訴え(処分の取消しの訴え)は、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提訴することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
6. 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%の割合 (令和3年1月1日以後当分の間、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合) を乗じて計算します。ただし、納期限の翌日から1か月間は、年7.3%の割合 (令和3年1月1日以降当分の間、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合) を乗じて計算します。
7. 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促を発布した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。
8. ご不明の点は湖西市役所 課へお問い合わせください。

国民健康保険税の計算方法

皆さんから納めていただく保険税は、4つの区分で計算されています。

区 分	年度国民健康保険税計算方法	税 率			
		基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	子ども・子育て支援金課税分
所得割	国保加入者の前年中所得に応じて (年中所得合計－市県民税基礎控除額)×税率	%	%	%	%
均等割	国保加入者1人当たり	円	円	円	円
平等割	1世帯につき	円	円		

ただし、国民健康保険税の課税限度額は基礎課税分 万円、後期高齢者支援金等課税分 万円、介護納付金課税分 万円、子ども・子育て支援金課税分 万円となります。

この納税通知書が届いた月以降に40歳になり介護保険の対象となる場合は、この納税通知書には介護納付金課税分が含まれていませんので、誕生月の翌月に介護納付金課税分を加算した納税通知書を改めて送付します。

この納税通知書が届いた月以降に65歳になり介護納付金課税分の対象から外れる場合は、事前にその分を差し引いて計算してあります。

この納税通知書が届いた月以降に75歳になり後期高齢者医療制度の対象となる場合は、事前にその分を差し引いて計算してあります。

18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの被保険者に係る子ども・子育て支援金課税分の均等割は10割軽減がされます。

年金特別徴収により納付されている方については、世帯内で新たに被保険者が加わった場合や、前年所得の変更があるなど年税額が増えた場合は、増加分は普通徴収にて納めていただくことになります。

静岡県湖西市 納入済通知書

加入者名	湖西市	口座番号	税額	円		
収納機関番号	22221	通知書番号	宛名番号	納付区分		
			納期限			
		延滞金	円	領収日付印		
納税義務者		合計額	円			
				取りまとめ金融機関 静岡銀行湖西支店 〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター		

静岡県湖西市 納付書(原符)

加入者名	湖西市
口座番号	
納税義務者	
通知書番号	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	
主管課	領収日付印
課 053-576-	

静岡県 領収証書  
湖西市

加入者名	湖西市
口座番号	
納税義務者	
様	
摘要	
通知書番号	
税額	円
延滞金	円
合計額	円
納期限	
領収日付印	

年度 国民健康保険税 納税通知書

通知書番号	
記号番号	

この通知書は5年間大切に保管してください。

(納付者保管)

年 月 日

静岡県湖西市長



賦 課 の 根 拠 そ の 他

○ 地方税法第703条の4及び湖西市国民健康保険税条例(以下「税条例」という。)第1条の規定によって、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、表記のとおり国民健康保険税(基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分、子ども・子育て支援金課税分)が課せられます。

なお、国民健康保険の被保険者の資格のない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がいる場合には、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして(以下「擬制世帯主」という。)国民健康保険税が課せられます。擬制世帯主の所得等は国民健康保険税の課税の計算に含まれません。

基礎課税限度額( 円)、後期高齢者支援金等課税限度額( 円)、介護納付金課税限度額( 円)、子ども・子育て支援金課税限度額( 円)の合算された額が、国民健康保険税の課税限度額となります。

○ 税率

《基礎課税》

所得割

100

被保険者均等割…被保険者1人について  
世帯別平等割 …1世帯について

円

円

《後期高齢者支援金等課税》

所得割

100

被保険者均等割…被保険者1人について  
世帯別平等割 …1世帯について

円

円

《介護納付金課税》

所得割

100

被保険者均等割…被保険者1人について

円

《子ども・子育て支援金課税》

所得割

100

被保険者均等割…被保険者1人について

円

年度 国民健康保険税 納付額及び納期限

通 知 書 番 号	
記 号 番 号	

保険税納付方法等

保険税徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

口座情報等

口 座 番 号	
金 融 機 関 名 称	
口 座 名 義 人	

月	特別徴収 (円)	普通徴収の場合の納期限	普通徴収	
			納 期	納付額 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計		計		
合計額				円

○ 世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者について算定された総所得金額及び山林所得金額並びに長期・短期譲渡所得金額(分離課税分)の合計額が、次表の左欄の世帯区分の金額である世帯の世帯主に課せられる国民健康保険税の額は、税条例第30条第1項第1号、第2号及び第3号の規定によって次表の右欄の軽減措置が適用されます。また、被保険者に未就学児がいる場合、税条例第30条第2項の規定により、当該被保険者均等割額の2分の1を減額する軽減措置が適用されます。

世 帯 区 分		減 額 さ れ る 割 合
第1号	円+ (給与所得者等 (※注1) の数-1) ×10万円を超えない世帯	被保険者均等割額の7割と、世帯別平等割額の7割
第2号	円+ (給与所得者等 (※注1) の数-1) ×10万円+ (円×被保険者及び特定同一世帯所属者 (※注2) の数) を超えない世帯	被保険者均等割額の5割と、世帯別平等割額の5割

第 3 号	円+ (給与所得者等 (※注1) の数-1) ×10万円+ ( 円×被	被保険者均等割額の2割と、世帯別平等割額の2割
	保険者及び特定同一世帯所属者 (※注2) の数) を超えない世帯	

※注1給与所得者 (給与収入が65万円を超える方) 及び公的年金所得者 (公的年金等収入が、65歳未満で60万円を超える方、65歳以上で125万円を超える方) のこと。

(給与所得者等の数-1) が0未満になる場合は0とします。

※注2特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の資格を喪失した方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方のことです。

この特定同一世帯所属者と同一世帯で国保単身世帯の場合、基礎課税分及び後期高齢者支援金等課税分の世帯別平等割額は5年間1/2、さらにその後3年間は3/4となります。

年度国民健康保険税 賦課決定明細

基礎課税分		後期高齢者支援金等課税分		介護納付金課税分		子ども・子育て支援金課税分		
内 訳	金額 (円)	内 訳	金額 (円)	内 訳	金額 (円)	内 訳	金額 (円)	
所得割	基準総所得金額	所得割	基準総所得金額	所得割	基準総所得金額	所得割	基準総所得金額	
	所得割額		所得割額		所得割額		所得割額	
均等割	人員	均等割	人員	均等割	人員	均等割	人員	
	均等割額		均等割額		均等割額		均等割額	
平等割	1世帯当たり	平等割	1世帯当たり	平等割	1世帯当たり	平等割	1世帯当たり	
積算合計		積算合計		積算合計		積算合計		
軽減措置	均等割額	軽減措置	均等割額	軽減措置	均等割額	軽減措置	均等割額	
	平等割額		平等割額		平等割額		平等割額	
限度超過額		限度超過額		限度超過額		限度超過額		
月割減額		月割減額		月割減額		月割減額		
減免額		減免額		減免額		減免額		
繰数		繰数		繰数		繰数		
現在人員		現在人員		現在人員		現在人員		
過年度賦課済額		過年度賦課済額		過年度賦課済額		過年度賦課済額		
減額合計		減額合計		減額合計		減額合計		
基礎課税分		後期高齢者支援金等課税分		介護納付金課税分		子ども・子育て支援金課税分		
納付額		納付額		納付額		納付額		
基礎課税分		後期高齢者支援金等課税分		介護納付金課税分		子ども・子育て支援金課税分		
納付額		納付額		納付額		納付額		
							納付額合計	

## 国民健康保険税の計算方法

皆さんから納めていただく保険税は、4つの区分で計算されています。

区 分	年度国民健康保険税計算方法	税 率			
		基礎課税分	後期高齢者支援金等課税分	介護納付金課税分	子ども・子育て支援金課税分
所得割	国保加入者の前年中所得に応じて ( 年中所得合計－市県民税基礎控除額) × 税率	%	%	%	%
均等割	国保加入者1人当たり	円	円	円	円
平等割	1世帯につき	円	円		

ただし、国民健康保険税の課税限度額は基礎課税分 万円、後期高齢者支援金等課税分 万円、介護納付金課税分 万円、子ども・子育て支援金課税分 万円となります。

この納税通知書が届いた月以降に40歳になり介護保険の対象となる場合は、この納税通知書には介護納付金課税分が含まれていませんので、誕生月の翌月に介護納付金課税分を加算した納税通知書を改めて送付します。

この納税通知書が届いた月以降に65歳になり介護納付金課税分の対象から外れる場合は、事前にその分を差し引いて計算してあります。

この納税通知書が届いた月以降に75歳になり後期高齢者医療制度の対象となる場合は、事前にその分を差し引いて計算してあります。

18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの被保険者に係る子ども・子育て支援金課税分の均等割は10割軽減がされます。

年金特別徴収により納付されている方については、世帯内で新たに被保険者が加わった場合や、前年所得の変更があるなど年税額が増えた場合は、増加分は普通徴収にて納めていただくことになります。

年度国民健康保険税 個人別課税対象月明細

調定年度		通知書番号		記号番号	
------	--	-------	--	------	--

被保険者氏名	4/1	月別資格											(参考) 個人分賦課額	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3

○印：基礎課税分・後期高齢者支援金等課税分・子ども・子育て支援金課税分  
 ◎印：基礎課税分・後期高齢者支援金等課税分・介護納付金課税分・子ども・子育て支援金課税分  
 擬印：擬制世帯主（国民健康保険の資格のない世帯主で、世帯員に国民健康保険加入者がある場合納税義務者となる方）  
 ※（参考）個人分賦課額については個人別に算出した額ですが、軽減等が反映していない概算額のため、個人分賦課額の合計は実際の納付額と一致しません。  
 この通知書に関するお問い合わせ先 湖西市役所

- 各納期限の日に口座から引き落としします。前日までに残高をご確認ください。
- この通知書の記載事項に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。この税額の決定の取消しを求める訴え(処分の取消しの訴え)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提訴することができます。

なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%の割合(令和3年1月1日以後当分の間、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合)を乗じて計算します。ただし、納期限の翌日から1か月間は、年7.3%の割合(令和3年1月1日以降当分の間、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合)を乗じて計算します。
- 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促を発布した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。
- ご不明の点は湖西市役所                      課へお問い合わせください

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第1号（その1）及び様式第1号（その2）の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税の納税通知書について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税（当該年度分の未収の国民健康保険税で、令和8年4月1日以後に調定するものを含む。）の納税通知書については、なお従前の例による。